

赴任旅費について

○ 概要

- 本府に採用されたことに伴い、住居地を移転された場合に、居住地からの交通費等（転居費用は含まない）の旅費を支給するものです。

○ 支給要件

- 大阪府以外の府県に住んでいた場合で、本府に採用されたことに伴い居住地を移転された方のうち、合格通知をその居住地（他府県）で受け取られた方又は合格通知を居住地以外の場所（例えば大阪府内の実家に郵送してもらった場合等）で受け取られた方に支給します。

※必ず「◆支給の対象とならない場合」に当てはまらないことを確認のうえ対象となる場合は、「赴任旅費に関する調査票」を4月1日（水）に提出してください。

- 赴任旅費の支給に際し、通常の経路（鉄道・路線バス）以外（フェリー・飛行機など）で移転された方、もしくは通常の旅費以外（割引制度の利用、Eチケット（電子航空券）・株主優待券の使用など）を負担して移転された方については領収書等の提出を求める場合があります。提出が必要な方に対しでは研修期間中にお知らせしますので、領収書等の保管をお願いします。
- 赴任旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算します。退去日の都合により生じた宿泊費用などは赴任旅費に算定されませんので、あらかじめご了承ください。

◆支給の対象とならない場合（※本調査票の提出は不要です）

- 採用発令日より後に居住地を移転された場合は、支給されません。
- 他府県に住んでいる場合でも、本府に採用後も居住地を移転せず、その居住地から通勤している場合は、支給対象には該当しません。
- 大阪府内に住んでおられた方で、採用に伴い同じく大阪府内で居住地を移転された場合も赴任旅費の対象とはなりません。

◎あくまで、他府県から居住地を移転した場合に限ります。

※自家用自動車等の使用により移転された場合は、支給されません。